

## 議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって会議は成立了しました。

これより令和6年度第11回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第4番八木委員さん、第5番 久保田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

1月30日31日 西多摩地方農業委員会連合会の合同視察がありまして、茨城県と千葉県の方に、加藤会長と松本が出席しました。

2月20日 東京都農業委員会 農業者大会が、昭島市のフォースターホールで開催され、加藤会長、委員の皆さんにご出席をいただきました。諸報告は以上です。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件を上程いたします。

## 議長

それでは、整理番号1番については、担当委員の私から説明をします。

## 委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番について説明します。

2月18日 申請者の家族の方と事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畠、面積

## 委員

この方は植木関係をやっていまして、今は畑の方もやっていて、植木が大きくなっているので、少しずつでいいので切って伐根して畑に変えてくださいということを2年前くらいに話をし、だいぶ伐根もできていました。

地番は、家の隣に川があるので、その隣の畑です。玉ねぎ、ブロッコリー、キウイ等が植えてあり、これから種まきをするであろうという所はトラクターがかけてありました。

地番は玉ねぎ、ブロッコリー、キャベツ、大根等が植えてありました。

地番は植木がまだあったのですが、半分以上、畑になってきていまして、大根、サツマイモ等が植わっていました。ここはトラクターがかけてあり、ちゃんとされていました。

地番も植木がたくさんあったのですが、だいぶ伐根されておりました。ここには大根、サツマイモ、ジャガイモ等が植えてあり、その他はトラクターがかけてあり、きれいになっていました。

地番は、お茶の畑になっていまして、先日行った時には、枝が出ていましたので、剪定をしてくださいと話をしました。

地番から地番まで、ここは家の前の畑でして、ここには大きな木がたくさんあったのですが、三分の一くらいは伐根してあり、これから少しずつ切って畑地化していくことです。植木がない場所はトラクターがかけてあり野菜が植えてありました。

よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号2番について、町田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号12番 町田です。

整理番号2番について説明します。

2月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目畠、面積

地番、地目畠、面積

地番、地目田、面積

地番と地番は田ではなく畠になっていました。

地番は霞川近くの畠で、半分はツツジ等が植えてあり、剪定もされていました。半分は耕耘もされていませんでした。昨年の夏にカボチャやサツマイモを植えたのですが、暑さで収穫が出来なかったそうです。今年また、カボチャとサツマイモを植えるということですけれども、北半分を耕耘をしていただきて作物を植えていただくようにという話をしました。

地番と地番は、一団の畠になっています。ここにはネギ、ホウレン草、カブ、里芋、大根、絹さや、ノラボウが植えています。

地番は梅18本、柿が3本植えてあり、下草もきれいにされています。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号3番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号3番について説明します。

2月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畠、面積

地番、地目畠、面積

地番、地目畠、面積

地番は、前作ネギを植えたので、今年はサツマイモを植える予定だそうです。畠はきれいに耕耘されていました。

地番と地番は一団の畠になっています。畠には、ガラス鉄骨ハウス2棟と、ビニールハウスがありました。鉄骨ハウスでは、サツマイモ、野菜苗と花苗の栽培を予定し、ビニールハウスでは、花苗を栽培予定だそうです。鉄骨ハウスは30年経ち、ビニールの張替え、ガラスの洗浄で

費用が300万円もかかるそうです。全体的に畑として問題なく管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号4番、5番について、石川委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号11番 石川です。

整理番号4番について説明します。

2月12日 申請人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畠、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畠、面積

地番と地番は自宅裏の一団の畑になっていてビニールハウスが1棟建っています。現在は何も栽培されていませんでしたが、地番は毎年菊芋を作っています。今年はこの2筆にトウモロコシ、ネギ、ナス等を作る予定だそうです。ハウスでは野菜苗を作る予定で、現在はネギの苗がありました。

地番は自宅前の畑で、こちらも何も栽培されていませんでしたが、今年はナス、スナップエンドウ、トウモロコシ、キュウリなどを作る予定だそうです。3筆とも雑草が生えていましたが、トラクターが壊れていて修理が出来ない状態で困っていましたが、知り合いの方に耕耘をお願いしたそうです。毎年作物を作っている方なので問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。

整理番号5番について説明します。

2月12日 申請人の息子さん立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畠、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畠、面積

地番は自宅裏の畠で、ネギ、ホウレン草、小松菜が作られていました。春には里芋、ジャガイモ、トマトなどを作る予定です。空いているところは耕耘されていました。

地番は田んぼなのですが、現在は畠として使っています。ここも何も作っていませんでしたが、春には里芋を作る予定だそうです。

地番は青梅インター近くの畠です。ネギが作られていました。空いているところは鶏糞を入れて耕耘がしてあり、今年はジャガイモ、大根等を作る予定です。以上3筆きれいに管理されていることを確認しました。よろしくご審議お願いします。

### 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございませんか。

### 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

### 議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案第2号を御覧ください。

### 整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和6年11月13日に亡くなられたため、相続人である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、2月14日に松永委員と行いました、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、担当委員の松永委員さんの補足説明はございますか。

## 委員

推進委員 松永です。

整理番号1番について畑の管理状況を説明します。

どの畑も、畑と道路の間にビニールハウスの鉄パイプを杭にして、黒のビニール紐がひっぱってあり囲ってあります。すべての畑がトラクターで耕耘されておりきれいに管理されていました。

地番と地番は、キャベツ、玉ねぎ、ノラボウ、ネギ等が少量ですが植えてありました。どの畑も草もなくきれいに管理されていました。1年前に事務局と私で さんにお会いした時は非常に元気でしたが、お亡くなりになり非常に残念です。全ての畑がきれいな状態でお亡くなりになり、自分もそうしないといけないなと思いました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手 13 名により、可決されました。

よって、議案第 2 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（移転）」3 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（移転）」3 件を御説明申し上げます。議案の 6 ページを御覧ください。

### 整理番号 1 番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買  
契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、  
譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第 3 条の許可を得るために、「農地法第 3 条第 2 項各

## 事務局

号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、2月14日に新井委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

## 整理番号2番

こちらは、譲渡人の さん、 さんから、譲受人の  
さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るために、”農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜、果樹等を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、2月12日に鈴木委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

## 整理番号3番

こちらは、譲渡人の さん から、譲受人の さんへの売  
買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

## 事務局

本案件についても、農地法第3条の許可を得るために、”農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜、果樹等を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、2月18日に天野委員さんと行いました、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

以上で事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について説明します。

2月14日 本人立会いのもと、現地調査を行いました。

前の方は柿を栽培されていました、例年30tくらいつくっています。

下草もきれいにされていましたが、 さんが今度は露地野菜をやりたいということです。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号2番について、鈴木委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号2番について説明します。

2月12日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

地番ですが、元の製材所を買って、そこを美術館と称して館長をされ

## 委員

ているそうです。美術をされている若い方が集まって、たまにイベントをやったりしているそうです。ご本人はここで絵を描いていて、ほぼ毎日こちらの方には来ているそうですから耕作日数については十分 150 日とれるとの事でした。

地番は山の方で全体が傾斜地になります。購入地が大きく 3 つに分かれています。右側に 3 箍あるのですが、3 箍の真ん中がケートボールなどができるグランドになっていて、購入地はそこを囲むようなかたちになっています。グランドの一部の山林も、宅地の一部も購入することでした。全体的に傾斜地で、ほとんど栗の木が植わった状態で雑草等は管理されておりました。

地番と地番は　　さんに貸していました、畠としてきれいに耕作されました。引き続きその方に耕作をお願いするということでした。傾斜地で露地野菜も作るのですが、今後も栗、柚子を植えて管理をしていきたいとのことでした。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号 3 番について、天野委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員 天野です。

整理番号 3 番について説明します。

2 月 18 日 譲受人と事務局 2 名と現地調査を行いました。

さんは山梨県で農業の経験があるそうです。審査で OK がでたら 3 月の後半には耕作を始めたいと話していました。ここは傾斜地で北側半分は耕作に向かないで、柚子やミカンなど果樹を植えたいと話していました。南斜面の下の方は耕作が出来ますので、いろんな物を植えていきたいと、青梅の土地にあったものを聞きながら植えたいとおっしゃっていました。土地のすぐ横に祠があり、そこから流水が出ていて、1 メートルくらいの水たまりができていて、それも隣の土地の方と話をして耕作にはちょうどいいので使いたいとおっしゃっていました。農機具小屋を作つて必要な農機具を保管しておきたいとおっしゃっていました。

た。話をして前向きな方という印象です。よろしくご審議お願いします。

### 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

### 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

### 議長

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」2件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

### 事務局

それでは議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畠もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみの判断で非農地の証明を行なうことができます。

### 整理番号1番

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号 別紙1》のとおり、非農地状態であることに

## 事務局

についての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第4号別紙2は写真撮影方向図となっております。議案第4号別紙3は現況写真になります。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の久保田委員と行い、加藤会長と町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

## 整理番号2番

次に整理番号2番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号 別紙1》のとおり、非農地状態であるについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第4号別紙2は写真撮影方向図となっております。議案第4号別紙3は現況写真になります。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の天野委員と行い、加藤会長と町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

## 議長

以上で事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、久保田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号1番について説明します。

一番最初に出された時は、申請者が断っていたんですね。 さんて  
方が申請されてまして、私はその時点で現地調査をやっているんです。  
本来、土地の所有者から申請を出されて、事務局でその後現地調査をし  
ていないですよね？ さんも立会人にしてはいないですよね？

## 事務局

基本的に非農地証明については、特に土地所有者の方に立ち会ってい  
ただいて現地調査等は行っていません。なのでないです。

## 久保田委員

私が採用させていただいたときもそうだったのですが、元は広い田が  
あったと思うのですが、それを造成したんです。私の想像ですが、買っ  
た人が面積を図ったところ、15m<sup>2</sup>ばかり隣の農地に残っているんです、  
というような事を言われたんです。ですから、このフェンスがかかって  
いるところは25～26メーターあったと思うのですが、想像としては  
並行しながら細長い土地が残ってしまったということなんですね。実際  
現地は、どこがそうなのか一切確認ができなかったんです。この水路ら  
しき線がありますけど、どこに15m<sup>2</sup>あったのか全然わからないんです。  
この公園上のこと原野になっているという状況でしか確認できないん  
です。地主さんがいれば、ある程度場所が確定できたかもしれませんけ  
れども、私の現地調査の段階では確認できませんでした。今聞いたら現  
地調査をやっていないとの事でした。フェンスに沿って50センチもな  
いくらい、そのくらいの幅で造成したときにミスがあって分筆できない  
土地が残ってしまった感じです。

## 議長

整理番号 2 番について、天野委員さんからの補足説明はなにかござりますか。

## 委員

推進委員の天野です。

整理番号 2 番について説明します。

2月13日 事務局 2名と現地調査を行いました。

北西から南東にかけて傾斜した土地です。傾斜の端から端まで、だいたい 5 ~ 8 メートルくらい傾斜していて、途中段差が 50 センチくらいボコボコとあります。大きな石が私が数えただけでも 6 個、だいたい 10 トン位の石が点在していて、それに合わせて大きな樹木が立っています。この石を動かすのは難しいなと思いました。そこに親戚の家を建てると言きました。どこに建つかなと思ったのですが、石と石の間に建てて、石を庭の石にすればいい景色が生まれるのかなというような感じでした。よろしくご審議お願いします。

## 議長

本件につきまして御質疑ござりますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手 13 名により、可決されました。

よって、議案第 4 号「農業委員会による非農地証明について」 2 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」 2 件を上程いたします。

## 議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の7ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

### 整理番号1番 議案参考 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては『議案第5号別紙1』を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は賃借権です。

契約期間は2024年2月1日から2027年1月31日までの3年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、『議案第5号 別紙2』の調書を御覧ください。

#### ◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであるこ

## 事務局

と」でございますが、清水さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、12月12日に新井委員さんと行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

## 整理番号2番

### 《議案参考。読み上げ》

こちらも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第5号 別紙3》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

それぞれ新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

どちらも契約期間は2024年2月1日から2034年1月31日までの10年間

## 事務局

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに關しまして、《議案第5号 別紙4》の調書を御覧ください。御覧の通り、各要件と照合した結果、調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、こちら露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、担当委員の町田さんが体調不良のため、事務局で行いまして、会長には事前に写真で説明を行い支障なしとの協議結果となっております。

なお、借人の梅田さんは2月の担い手協議会で新規就農者として認定される見込みで、現在は瑞穂町の農場で研修中とのことです。

貸し人の梅田としえさんは実の祖母とのことでした。

次に整理番号3番

### 《議案参考。読み上げ》

こちらも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第5号 別紙5》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2024年2月1日から2027年1月31日までの3年間

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに關しまして、《議案第5号 別紙6》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

申請地においては、露地野菜の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、整理番号2番と同様に事務局が現地調査を行いまして、会長には事前に写真をご覧いただき、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

## 事務局

次に整理番号4番

### 《議案参考。読み上げ》

こちらも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第4号 別紙7》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2024年2月1日から2029年1月31日までの5年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しましても、さきほどの《議案第5号 別紙6》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

申請地においては、露地野菜の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、12月15日に影山委員さんと行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

## 議長

以上で事務局の説明は終わりました。

整理番号1番は、担当委員の私から説明いたします。

ここは貸借の更新ということで、私の田んぼの近くなのですが、色々な人が来て収穫をしているという現場を見ていますので大丈夫だと思います。

また整理番号2番は、石川委員が担当ですが、代わりに私が調査しましたので続けて説明いたします。

この方は八王子のアカデミー2年間、この3月で卒業するということです。青梅の方に住みたいと言って土地を探しているときに、話がきまして、畠も借りたいと相談をされました。アカデミーで機械を借りて、今ニンニクを植えて、積極的に農業をやりたいという方で、若いのでこれから一生懸命やっていただけるんじゃないかなと思います。

## 議長

本件につきまして御質疑ござりますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用 集積等促進計画案について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、4件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、7件で3ページに記載されたとおりです。

次に、その他事務処理について、「耕作証明書について」は、1件で4～5ページ記載されたとおりです。

次に、その他事務処理について、「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1件で6ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時20分から開会いたします。